

違法民泊通報窓口（大阪市内の民泊に関する事）

☎ 06-6647-0835へ

（土曜、日曜、祝日及び12/29～1/3を除く9:00～17:30）

メールアドレス：ryokan2016@city.osaka.lg.jp（24時間受付）

その

民泊、

違法

じゃないですか？

許可等を受けずに民泊を行った場合の罰則規定

6か月以下の懲役または100万円以下の罰金

（※併科される場合があります）

大阪市・大阪府警察

# 民泊の制度、ご存知ですか？

## 民泊を始めるには…

次のいずれかの手続きを行わなければいけません。

- 1 旅館業法に基づく許可を受ける。
- 2 国家戦略特別区域法に基づく認定を受ける。
- 3 住宅宿泊事業法に基づく届出を行う。

適法民泊の事業者に  
大阪観光局が作成した  
「適法民泊シール」を配  
付しています。



## 適法民泊を見分けるには…

民泊施設は、施設の出入口などに苦情対応等を行う者の氏名・連絡先を掲示しなければなりません。  
まずは、施設入口を確認してください。(一部掲示不要の施設あり)

	旅館業法(例)	国家戦略特別区域法(例)	住宅宿泊事業法(3種類あり)
標 識 例	簡易宿所営業	特区民泊	
	施設名称 ○○民泊	施設名称 ○○民泊	
	苦情窓口	苦情窓口	
	責任者氏名	責任者氏名	
	苦情窓口	苦情窓口	
	連絡先	連絡先	
	※いわゆるビジネスホテル等、標識設置が不要な場合もあります。		

「この民泊施設、違法かな？」と思った場合は、お問い合わせください。

## 各制度を確認するには…

大阪市ホームページに掲載しています。大阪市のトップページからご検索ください。

旅館業法について	旅館業	🔍 検索
国家戦略特別区域法について	特区民泊	🔍 検索
住宅宿泊事業法について	住宅宿泊事業	🔍 検索

## 問い合わせ先

○大阪市保健所環境衛生監視課旅館業指導グループ

**違法民泊** 電話：06-6647-0835、FAX：06-6647-0733、メールアドレス：[ryokan2016@city.osaka.lg.jp](mailto:ryokan2016@city.osaka.lg.jp)※

**旅館業法・国家戦略特別区域法** 電話：06-6647-0692

※メールアドレスは違法民泊通報専用です。

**住宅宿泊事業法** 電話：06-6647-0799

※ 開庁時間：土曜、日曜、祝日及び12月29日～1月3日までを除く9:00～17:30

○民泊制度コールセンター（国のコールセンター）

電話：0570-041-389、受付時間：9:00～22:00（年中無休、民泊に関する苦情も受付）

大阪では、無許可で営業する民泊施設を徹底して排除するとともに法令遵守を促し適法民泊へ誘導するため、「大阪市違法民泊撲滅チーム」を設置し、全力で取り組んでいます。